

①学校名:	川崎医療福祉 大学(私立)	②所在地:	岡山県倉敷市松島288					
③課程名:	看護師特定行為研修 領域別パッケージ(術中麻酔管理領域)	④正規課程/履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤開設年月日:	2020年5月27日			
⑥責任者:	特定行為研修管理委員会 委員長 中田昌男	⑦定員:	5名	⑧期間:	10カ月			
⑨申請する課程の目的・概要:	看護の専門性をさらに発揮し、少子超高齢社会における国民のニーズに応え、「特定行為に係る看護師の研修制度」創設の趣旨を鑑み、在宅医療等の推進に向けて看護師の役割をさらに発揮できるように本制度を推進することとした。本プログラムは、手術の現場において、医療安全に配慮し特定行為に必要な専門的な知識及び技術を修得し、チーム医療の中心的存在となり社会に貢献できる有能な特定看護師を育成することを目的としている。受講生は、研修を通して、「経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整」「侵襲的陽圧換気の設定の変更」「人工呼吸器からの離脱」「直接動脈穿刺法による採血」「橈骨動脈ラインの確保」「脱水症状に対する輸液による補正」「硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整」「持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整」など特定行為を修得することができる。							
⑩10テーマへの該当	医療・介護	⑪履修資格:	学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者。 看護師の資格取得後、通算5年以上の実務経験を有していること。 原則として、所属施設において特定行為の実践について協力が得られ、所属長の推薦がある(推薦書の提出)こと。 心身共に健康で、研修修了後も特定行為実践を通して、医療の発展と地域医療に貢献する意欲があること。					
⑫対象とする職業の種類:	看護師							
⑬身に付けることのできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) いずれも、医師の指示の下、手順書により、身体所見及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認した上で、これらの特定行為に関する知識、技術、技能を身に付けることができる。 ・適切な部位に位置するように、経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの深さの調整を行う。 ・酸素濃度や換気様式、呼吸回数、一回換気量等の人工呼吸器の設定条件を変更する。 ・人工呼吸器からの離脱(ウィーニング)を行う。 ・経皮的に橈骨動脈、上腕動脈、大腿動脈等を穿刺し、動脈血を採取した後、針を抜き圧迫止血を行う。 ・経皮的に橈骨動脈から穿刺し、内套管に動脈血の逆流を確認後に針を進め、最終的に外套のカニューレのみを動脈内に押し進め留置する。 ・脱水症状に対する輸液による補正を行う。 ・硬膜外カテーテルからの鎮痛剤の投与及び投与量の調整を行う(患者自己調節鎮痛法(PCA)を除く)。 ・持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整を行う。		(得られる能力) 【共通科目】 ・多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける。 ・多様な臨床場面において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。 ・多様な臨床場面において患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける。 ・問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける。 ・自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける。 【区分別科目】 ・多様な臨床場面において当該特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を身につける。 ・多様な臨床場面において医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を身につける。					
⑭教育課程:	【共通科目】 ・「臨床病態生理学」「臨床推論」「フィジカルアセスメント」「臨床薬理学」「疾病・臨床病態概論」「医療安全学/特定行為実践」の基礎知識を、e-learningによる講義(250時間)・演習において修得する。共通科目修了後、以下の内容を学習する。 【区分別科目】 ・経口用気管内チューブ又は経鼻用気管内チューブの位置の調整に関する知識・技術について、講義(elearning)を9時間学習後、OSCE・筆記試験を受ける。試験合格後、患者に対する実習(5症例以上)を実施する。 ・侵襲的陽圧換気の設定の変更・人工呼吸器からの離脱に関する知識・技術について、講義(elearning)と演習を合わせて17時間学習後、OSCE・筆記試験を受ける。試験合格後、患者に対する実習(5症例以上)を実施する。 ・直接動脈穿刺法による採血・橈骨動脈ラインの確保に関する知識・技術について、講義(elearning)を13時間学習後、OSCE・筆記試験を受ける。試験合格後、患者に対する実習(5症例以上)を実施する。 ・脱水症状に対する輸液による補正に関する知識・技術について、講義(elearning)と演習を合わせて11時間学習後、OSCE・筆記試験を受ける。試験合格後、患者に対する実習(5症例以上)を実施する。 ・硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整に関する知識・技術について、講義(elearning)と演習を合わせて8時間学習後、OSCE・筆記試験を受ける。試験合格後、患者に対する実習(5症例以上)を実施する。 ・持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整に関する知識・技術について、講義(elearning)と演習を合わせて12時間学習後、OSCE・筆記試験を受ける。試験合格後、患者に対する実習(5症例以上)を実施する。 なお、実習評価については、指導医による観察評価でC(助言があればできる)以上を合格とする。また、指導医及び指導者のもとに行う実習(患者に対する実技(5症例以上))に関しては、受講者により時間数が異なるため、実習は⑰の総授業時間には含めないこととする。							
⑮修了要件(修了授業時数等):	共通科目250時間、区分別科目79時間以上受講し、筆記試験・観察評価に合格する。また、実習において、一部科目では患者に対する実技を5症例以上実施し、実技試験に合格する。							
⑯修了時に付与される学位・資格等:	特定行為研修を修了した看護師として、特定行為研修修了証(厚労省様式6・本学様式)、履修証明書、特定行為研修において患者に対する実技を行う実習内容に関する証明書が付与される							
⑰総授業時数:	329	時間	⑱要件該当授業時数:	329時間	該当要件	双方向実務家実地	⑲要件該当授業時数/総授業時数:	100%
⑳成績評価の方法:	・演習・OSCE:評価表を用いた観察評価においてC(助言があればできる)以上で合格。 ・修了試験を実施し、60点以上で合格。 上記の項目を総合的に評価判定する。							
㉑自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。外部委員を含む特定行為研修管理委員会において、本プログラムの成果や評価を行う。また、「川崎医療福祉大学 看護実践・キャリアサポートセンター事業報告書」を作成し、実習施設、関連病院へ送付している。また、年に1回、厚生労働省へ年次報告を提出している。							
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	修了者を対象にアンケートを実施する。その結果を集計・検討し、特定行為研修管理委員会において効果を検証する。また、修了後のフォローアップ研修において修了者に活動報告を行っていただいている。							
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 当教育機関の内部委員と関連する分野の外部委員により構成される特定行為研修管理委員会において、受講者の修了承認に関する審議や教育課程の自己点検・評価の課程で、受講者の履修状況やその管理・運営方法などを評価・検討し看護師特定行為の教育課程の編成に外部の意見を取り入れる。 (自己点検・評価) 特定行為区分ごとの特定行為研修計画の立案及びニーズに応じた実践的・専門的な運営を実施していく。そのため、看護師特定看護師研修の修了後、受講者にアンケートを実施し自己点検・評価を行う。特定行為研修管理委員会において自己点検・評価内容を検討し外部の意見を反映させる。							
㉔社会人が受講しやすい工夫:	オンライン講義・集中講義・施設での実習・教育訓練給付金(申請予定)							
㉕ホームページ:	(URL) https://w.kawasaki-m.ac.jp/center/career_about/							

事務担当者名:	岡島 絢子	所属部署:	川崎医療福祉大学 看護実践・キャリアサポートセンター		
連絡先:	(電話番号) (E-mail)	086-462-1111 carrier@mw.kawasaki-m.ac.jp	内線電話(54216)		

*パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。
*様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。